令和4年度経済産業省事後評価実施計画

1. 令和4年度経済産業省事後評価実施計画の位置付け

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(以下「法」という。) 第7条第1項の規定に基づき、「政策評価に関する基本方針」(平成1 7年12月16日閣議決定。平成29年7月28日一部変更。)及び「経 済産業省政策評価基本計画」を踏まえて、令和4年度経済産業省事後評 価実施計画を定める。

2. 記載事項

法第7条第2項の規定に基づき、計画期間、事後評価の対象とする政策及び具体的な事後評価の方法を以下のとおり定める。

3. 計画期間

令和4年度の間とする。

- 4. 事後評価の対象とする政策及び具体的な事後評価の方法
 - ① 評価対象

事後評価は(ア)、(イ)及び(ウ)を対象とし、評価書を作成する。

- (ア)経済産業省政策評価基本計画の別紙に掲げる施策
- (イ)経済産業省の所掌に係る租税特別措置等(特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。以下同じ。)に係る政策のうち、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」(平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。平成25年8月5日一部改正。)に基づき評価の必要性の高いものとして、別紙1に掲げるもの
- (ウ)経済産業省の所掌に係る規制の政策のうち、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承。平成29年7月28日一部改正。)に基づき規制の見直し時期が到来するものとして、別紙2に掲げるもの

② 評価方法

評価対象となる施策を主管又は租税特別措置等及び規制を所管する局等の長は、可能な限り定量的な方法で評価を行うことを基本とし、これが難しい場合には客観的な事実等を用いながら評価を行う。

事後評価を実施する租税特別措置等

- 1. 原子力発電施設解体準備金
- 2. 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例

事後評価を実施する規制

- 1.ショーケースのエネルギー消費効率の向上を進める政策(エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令)
- 2. 計量法の適切な執行に向けた計量制度見直し(民間事業者の参入の促進、技術革新・社会的環境変化への対応等)に係る規制(計量法施行令)
- 3. 安全保障に関連する貨物や技術の国外流出を防止するための貿易管理 等の強化に係る規制(外国為替及び外国貿易法)
- 4. 二酸化炭素を活用した冷凍設備の普及に円滑に対応する規制の見直(高圧ガス保安法施行令)
- 5. 不法輸入された特定有害廃棄物等貨物の仮陸揚げ行為の特例に関する 輸出規制の見直し(輸出貿易管理令)
- 6. 製造量と輸入量を制限する物質の追加(特定物質の規制等によるオゾン 層の保護に関する法律)